

露店等の開設について

〈児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例改正～経緯～〉

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市の花火大会会場において発生した、死者 3 名、負傷者 56 名という甚大な被害を伴う火災を踏まえ、一時的に一定の場所に大勢の人が集まる催しで、対象火気器具等を使用する場合、消火器の準備と露店等の開設の届出を義務付ける条例改正を行いました。(施行日：平成 26 年 8 月 1 日)

〈露店を開設するにあたって〉

1. 消火器の準備

火を使用する器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合は、消火器を準備した上で使用することが義務付けられています。

～対象となる火気器具の例～

気体燃料（ＬＰガス等）、液体燃料（灯油、ガソリン等）、固体燃料（炭、薪等）を使用する器具又は、電気を熱源とする器具など下記のものをさします。



発 電 機



コ ン ロ



グリドル



ホットプレート



炭・薪

～消火器について～

- ・ 普通火災、油火災、電気火災に有効な**粉末消火器**を準備してください。
- ・ 消火器の規格は、**4 型以上の業務用消火器**を準備してください。
- ・ 住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、水バケツ等は対象外となります。
- ・ 原則として、**対象火気器具等ごとに 1 本以上**準備する必要があります。

※ひとつのテント内に複数の対象火気器具等がある場合、有効に初期消火を行うことができれば兼用が認められます。

2. 露店等の開設届出

- ・ 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付して、**管轄する消防署へ開設の 3 日前までに届出**をしてください。
- ・ 届出は、対象火気器具等を使用して露店を開設する方となりますが、複数の露店等を開設する場合は個別の届出ではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が、消防機関に届出を取りまとめて届出することができます。